株式会社ひのき WiMAX無線通信サービス契約約款

株式会社ひのき(以下「当社」といいます)と、当社の行うWiMAX無線通信サービスを受ける者(以下「契約者」といいます)との間に結ばれるWiMAX無線通信サービス契約約款(以下「約款」といいます)は以下の通りとし、これによりWiMAX無線通信サービス(以下「本サービス」といいます)を提供します。

(契約の単位)

第1条 本サービスの契約は1端末ごとに1契約とします。この場合、契約者は1契約につき1人に限ります。 業務目的あるいは継続的に不特定多数の人が利用できるような様態で本サービスを利用する場合には、当社との別段 の取決めまたは承諾が必要です。

(契約申込みの方法および承諾)

- 第2条 本サービスの契約申込み希望者は当社指定の申込書を当社に提出するものとし、当社がその内容を確認、承諾した時に契約は成立します。ただし、次の場合には当社は契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (2)契約申込み希望者が当社の提供する業務の料金またはその他の債務(この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします)の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
 - (3) 当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
 - (4)提出された申込書またはその確認のための書類に不備があるとき、また申込書の記載、届け出事項に虚偽、不実の内容があるとき。
 - (5)契約申込み希望者が当社の提供する業務の利用において、各契約約款に定める規定により利用停止またはその契約の解除を受けた事があるとき。

(本サービスの種類および端末数の変更)

第3条 契約者が本サービスの種類および端末数の変更を希望する場合は、当社指定の方法により変更を申し出るものとします。またその承諾については、第2条(契約申込みの方法および承諾)の規定に準じて取り扱うものとします。

(その他の契約内容の変更)

第4条 契約者が契約申込書に記載した事項(氏名、住所等)に変更が生じた場合は、そのことを速やかに当社に届け出て、当社指定の方法により変更手続きを行うものとします。

(譲渡の禁止)

第5条 契約者は、本サービスを受ける権利を譲渡することはできません。

(契約者が行う契約の解除)

第6条 契約者が本サービスの契約を解除しようとする場合は、解約を希望する日の 10 日以前に当社指定の方法により 契約の解除を申し出るものとします。

契約を解除する場合、初期登録手数料の払い戻しは行わないものとします。

(当社が行う契約の解除)

- 第7条 当社は、次の場合には、その契約を解除することがあります。
- (1)料金その他の債務について、支払を遅延したとき。
- (2)契約の申込みにあたって、当社所定の書面に事実に反する記載を行ったこと等が判明したとき。
- (3)第25条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき。
- (4)電気通信事業法または電気通信事業法施工規則に違反する行為を行ったとき。またはそれらの法令に違反するおそれのある行為を行ったとき。
- (5)電気通信事業法又は電気通信事業法施工規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき。またはその検査の 結果、技術基準等に適合する様態への改修が行われないとき。
- (6)前各号のほか、この約款に違反する行為、本サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与えたとき。または与えるおそれのある行為を行ったとき。
- (7)当社又は契約者の責めに帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、代替構築が困難で本サービスの継続ができないとき。

(移動無線装置)

第8条 契約者が利用する移動無線装置は、当社が提供した移動無線装置または技術基準等に適合している移動無線装置 を利用するものとします。技術基準適合等に適合していない場合はその移動無線装置の利用停止または契約の 解除を行います。 当社は第三者が移動無線装置を利用した場合であっても、その移動無線装置の契約者が利用したものとみなして取扱いを行います。

当社は契約者が利用する移動無線装置に異常がある場合、もしくは当社の提供する業務の円滑な提供に支障がある場合、契約者にその移動無線装置の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行う場合があります。またその際契 約者は検査を受ける事を承諾するものとします。

前項に基づき検査を行った結果、移動無線装置が技術基準等に適合していると認められないときは、その移動無線装 置の利用停止または契約の解除を行います。

(移動無線装置の貸与)

第9条 移動無線装置を当社から契約者に貸与する場合、移動無線装置は当社の所有とします。

本サービス契約の解除を行う場合には、契約者は移動端末装置を速やかに当社に返還するものとします。

移動無線装置の貸与を受けている契約者は、その移動無線装置を契約者の責任において管理するものとします。

移動無線装置の貸与を受けている契約者が契約後、故意または過失により移動無線装置を損傷、紛失した場合は速やかに当社にその状況を当社が指定する方法により届け出るものとします。損傷の場合は修復に要する費用を契約者が負担するものとし、紛失の場合(機器の箱・ケースも含む)は移動無線装置の機器買取価格を契約者が弁済するものとします。この場合ダブルプラン(別表プランB)およびトリプルプラン(別表プランC)の契約者については現金で弁済し、シングルプラン(別表プランA)の契約者についてはクレジットカード払いにて弁済するものとします。

(利用中止)

- 第 10 条 当社は次の場合、本サービスの利用を中止することがあります。
 - (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第12条(利用の制約、制限)の規定により本サービスの利用を中止するとき。
 - (3)第一種電気通信事業者が電気通信サービスを中止したとき。

(利用停止)

- 第 11 条 当社は契約者が次のいずれかに該当する場合、当社が定める期間において本サービスを停止することがあります。
- (1)料金その他の債務について、支払を遅延したとき。
- (2)契約の申込みにあたって、当社所定の書面に事実に反する記載を行ったこと等が判明したとき。
- (3)第25条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき。
- (4)電気通信事業法または電気通信事業法施工規則に違反する行為を行ったとき。またはそれらの法令に違反するおそれのある行為を行ったとき。
- (5)電気通信事業法又は電気通信事業法施工規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき。またはその検査の 結果、技術基準等に適合する様態への改修が行われないとき。
- (6)前各号のほか、この約款に違反する行為、本サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与えたとき。または与えるおそれのある行為を行ったとき。

(利用の制約、制限)

- 第 12 条 当社は次の場合、本サービスの利用を全体的もしくは部分的に制限することがあります。
- (1)天災、事変その他非常事態であるとき。
- (2)災害の予防もしくは救援のため緊急に必要であると当社が認めたとき。
- (3)交通、通信、電力の供給確保または秩序維持のため緊急に必要であると当社が認めたとき。
- (4)それらに関する内容および公共の利益のために緊急を要する内容の通信で、電気通信事業法施工規則で優先的に取扱うことを定められた情報を取扱うとき。
- (5)当社は技術上のやむを得ない理由等により、事前の通知なく無線基地局設備の点検、または全部若しくは一部を移設、増設若しくは減設(以下「移設等」といいます。)することがあります。この場合業務区域であっても通信を行うことができなくなる場合があります。
- (6)当社は前項に規定する場合を除き、無線基地局設備の点検又は移設等を行うときはあらかじめそのことを契約者に 通知するものとします。その場合の方法は当社ホームページ上での通知および本サービスのメーリングリスト登録 者に対しての情報配信により行うものとします。

(提供区域)

第 13 条 本サービスは契約者の移動無線装置が本サービス提供区域内に在圏する場合に限り通信を行う事ができるものとします。ただしその提供区域内であっても、屋内、地下、トンネル、ビルおよび建物の陰、山間部等電波の伝わりにくい環境下では通信ができないことがあり、契約者は事前にそのことを了承するものとします。

無線区間における通信については、IEEE802.16e に規定する方式によりセキュリティを確保しますが、これによりセキュリティを完全に確保することを当社が保証するものではありません。契約者はそのことを事前に了承するものとします。

当社は、技術上のやむを得ない理由等により無線基地局設備の全部もしくは一部を改修、移設することがあります。この場合、業務提供区域であっても通信を行うことができなくなる場合があります。また契約者は事前にそのことを 了承するものとします。

(通信の制約)

なる場合を含みます。以下「無線特性に起因する事象」といいます)になる場合があることを事前に了承する ものとします。

- (1)通信の著しい輻輳(ふくそう)
- (2)他の電気通信サービスに係る設備からの信号漏洩による電波障害及び電波干渉等。
- (3)電気製品及び特殊医療機器等からの電磁波等の発生による電波障害及び電波干渉等。
- (4)遮蔽物による電波障害等の影響。
- (5)無線回線の終端に接続される移動無線装置の故障。
- (6) 当社は、本サービスの提供に支障が出ると判断した場合には、通信に割り当てる帯域を制限する事があります。

(相互接続に伴う通信)

第 15 条 相互接続点との間の通信は、相互接続協定等に基づき当社が定めた通信に限り行う事ができます。

相互接続協定等に基づく相互接続の一時停止もしくは相互接続協定の解除または協定事業者における電気通信事業の休止の場合は、その協定事業者に係る他網相互接続通信(本約款で提供する本サービス以外の電気通信サービスに係る設備での通信をいいます、以下同様とします)を行うことはできません。

(料金の適用)

第 16 条 当社が提供する本サービスの料金は、初期登録手数料、利用料、移動無線装置に関する料金、手続きに関する料金とし、別表の料金表に定めるところによります。

(利用料等の支払義務)

第 17 条 契約者は、契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日から契約の解除があった日の属する月の月末 日までの期間について、別表の料金表に規定する利用料を当社が指定する期日までに当社が指定する方法によ り当社に支払うものとします。また当社は利用料等の支払に係る請求書および領収書は発行しません。

(初期登録手数料の支払義務)

第 18 条 契約者は第 2 条(契約申込みの方法および承諾)の規定に基づき契約の申込みを行い、当社がこれを承諾したとき、別表の料金表に規定する初期登録手数料を当社に支払うものとします。

(手続に関する料金等の支払義務)

第 19 条 契約者は、本サービスを開始した後、本サービスの種類、数量等の変更および届け出事項の変更を行い、当社がこれを承諾したときは、別表の料金表に規定する手数料を当社に支払うものとします。

(遅延利息)

第20条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます)について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、 支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、遅延回数分の督促手数料および年14.6%の遅延損害 金を当社に支払うものとします。

(維持責任)

第 21 条 当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和 60 年郵政省令第 30 号)に適合するよう維持するものとします。また契約者は、移動無線装置又は自営端末設備、自営電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持するものとします。

(設備の修理又は復旧)

第 22 条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障または滅失した場合には速やかにその修理、復旧作業を行うものとします。ただし、契約者は維持管理の必要上、当社が本サービスを一時的に停止することがあることを了承するものとします。

当社は契約者から当社の設備に異常がある旨の申し出があった場合にはこれを調査し、必要な処置を講ずるものとします。ただし、契約者の所有する移動無線端末もしくは電気通信設備に起因する事項の場合は契約者の責任とし、修復に要する費用は契約者の負担とします。

(責任の制限)

第23条 当社は、WiMAX無線通信サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのWiMAX無線通信サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。賠償は月額利用料金の範囲内で行います。

前項の場合において、当社は、WiMAX無線通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限ります)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのWiMAX無線通信サービスの利用料等の料金額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。但し、当社が認知していない場合、契約者が当該請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかった契約者は、その権利を失うものとします。

第1項に規定する内容において、当社の故意又は重大な過失により当社がW i M A X 無線通信サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

(免責事項)

第 24 条 当社は、契約者または第三者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条(責任の制限)の規定による ほかは、何らの責任も負いません。契約者はあらかじめ了承の上で本サービスを利用するものとします。 当社は天災事変その他当社が責を帰することのできない事由による本サービスの停止に基づく損害の賠償には応じません。また当社の電気通信設備の設置、修理、復旧等にあたりその電気通信設備に記憶されている内容等が変更または消失したことにより契約者に損害を与えた場合にも、その賠償はしないものとします。

本サービスにおける最大通信速度は最高速度を表記しており、当社はそのインターフェースに規定する符号伝送速度 を保証するものではありません。

(利用に係る契約者の義務)

第25条 当社は、本サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のために必要最小限において、契約者が所有もしくは 占有する敷地、家屋、構築物等を無償で使用できるものとします。この場合、契約者は地主、家主その他の利 害関係人があるときは予め必要な承諾を得ておくものとし、この事に関して責任を負うものとします。

契約者は、当社又は当社の指定する者が設備の設置、調整、検査、修理等を行うために契約者の土地、建物その他の 工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。

契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動、取外し、変更、分解もしくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこととします。

契約者は、故意に契約者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。

契約者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等を取り付けないこととします。

契約者は、他人の著作権その他の権利を侵害する行為、公序良俗に反する行為、法令に反する行為、他人の利益を害する行為等で本サービスを利用しないものとします。禁止行為に抵触するもしくは抵触するおそれがあると当社が判断した場合は、当社は該当する移動無線装置の利用停止または契約の解除を行います。

(相互接続)

第26条 相互接続点との間の通信は、相互接続協定等に基づき当社が定めた通信に限り行うことができます。

相互接続協定等に基づく相互接続の一時停止もしくは相互接続協定等の解除または協定事業者における電気通信事業の休止の場合には、その他協定事業者に係る他網相互接続通信を行うことはできません。

(個人情報等の利用)

- 第 27 条 当社は本サービスおよび関連する業務に際して知り得た契約者の個人情報(以下「個人情報」といいます)を、 以下の目的範囲内で利用します。
 - (1) 本サービス(付帯するサービスを含む、以下同様)を提供すること、および本サービスをより充実したものにすること。
 - (2)契約者に有益であると思われる当社の他のサービス、当社または提携先の商品、サービスに関する情報を提供すること。
 - (3)契約者から個人情報の取扱いに関する同意を得る等、契約者への連絡の必要が生じた場合に連絡すること。
 - (4)利用状況や利用環境に関する調査を実施すること、および当社内の関連部門に報告、連絡すること。
 - (5) 本サービスの向上等の目的で、アンケート調査等による個人情報の集計および分析等をすること。
 - (6)前号の集計および分析により得られたものを、個人を識別または特定できない態様で第三者に開示、提示すること。

(個人情報等の開示と提供)

- 第28条 当社は以下の場合、個人情報を本人以外の第三者に対し開示、提供することができるものとします。
 - (1)契約者の同意を得た場合
 - (2)裁判官の発布する令状により強制処分として捜索、押収がなされる場合。
 - (3)法令の規定に基づく場合
 - (4)人の生命、身体または財産等の保護のために必要があり、かつ契約者本人の同意を得ることが困難な場合。
 - (5)前条の利用目的達成に必要な範囲内において、個人情報の取扱いの一部または全部を委託する場合(個人情報を 適切に管理するように契約等で義務付けた業務委託先または提携先に委託する場合に限る)。
 - (6)当社の業務に際して支払われる料金等に関する債権、債務の特定、支払および回収に必要であると当社が判断した場合。

当社は契約者からの申し出により、本サービスの提供に関する業務に支障のない範囲で、これら個人情報の照会、修正、利用および開示の中止、再開等に応じるものとします。

(約款の改正)

第 29 条 当社は総務大臣に届け出た上で、この約款を改正できるものとします。この場合には、料金その他の提供条件 は、改正後の約款によります。

(定めなき事項)

第 30 条 この契約約款に定めていない事項あるいは疑義が生じた場合は、当社および契約者はお互い誠意をもって協議 を行い、円満に解決に当たるものとします。

付則

当社は特に必要であるときは、本約款に特約を付す場合があります。

この契約約款は平成24年3月1日から施行します。

【別表】

株式会社ひのき WiMAX無線通信サービス 料金表 (消費税別)

- 1.サービス名称 「CUE WIMAX (キューワイマックス)」
- 2. 初期登録手数料 3,000円
- 3.機器代金
- (1)移動無線装置料金(USB型端末 MW-U2510) 端末メーカー保証期間は1年間

機器買取り 機器レンタル 13,000 円 / 台・月

(2)Wi-Fi無線ルータ(URoad-5000)

機器レンタル 300円/台・月

4. サービス内容、利用料および支払い方法

プラン	月額利用料金		キ サル・ナ
	機器買取	機器レンタル	支払い方法
A.シングルプラン (CUE WIMAXのみ利 用)	3,000円/台・月	3,800円/台・月	本人名義のクレジットカード払い
A . シングルプラン (CATV導入済集合住宅で CUE WiMAXのみ利用)	2,500円/台・月	3,000円/台・月	本人名義のクレジットカード払い
B . ダブルプラン (CUE WIMAXとCAT V もしくはインターネット利用)	2,180 円 / 台・月	2,500円/台・月	口座自動振替
C . トリプルプラン (CUE WIMAX、CAT V、 インターネットすべて利用)	1,300円/台・月	1,500 円 / 台・月	口座自動振替

5.手数料

(1)住所変更手数料 3,000円

(2) その他の手数料 1,000円

(3)督促手数料 200円/回